

Weekly Report

第724号

令和5年11月27日

来年1月からの「電子取引データ」の取扱い

令和6年1月から施行される改正電子帳簿保存法による「電子取引データ」の取扱いについて、改めて確認しておきましょう。

◆電子取引データの原則的な保存方法

請求書や領収書等の授受を電子データで行う「電子取引」に該当する場合、原則として、要件に従い電子データのまま保存することとされており、①改ざん防止措置（*タイムスタンプを付与、*訂正・削除の履歴が残るシステム等を利用、*事務処理規程の備付け、のいずれか）、②検索機能の確保（日付・金額・取引先で検索できる）、③モニター等の備付け、などを満たす保存方法が必要です。

なお、改正により「前々期の売上高が5千万円以下」、又は「電子取引データの出力書面を日付及び取引先ごとに整理している」に該当する事業者は、②の検索要件を不要とする措置（税務調査等の際にデータのダウンロードの求めに対応できることが必要）の対象となります。

◆原則的な保存方法ができない事業者は

対応が困難な事業者に対して、電子取引データの出力書面による保存を認める宥恕措置は本年末で廃止となりますが、上記の要件に従って保存できない相当の理由（システム整備が間に合わない、人手不足等）がある事業者は、税務調査等の際にデータのダウンロード及び出力書面の提示等の求めに応じることができるようにしていれば、要件を満たしていなくても認められる猶予措置の適用が受けられます。

この猶予措置を受ける事業者は、電子取引データの出力書面だけではなく、原本となるデータ自体も保存しておく必要があります。

令和4年度に実施された所得税の調査

国税庁によると、令和4事務年度（令和4年7月～5年6月）に実施された所得税の調査等は、実地調査が4万6千件（前年度比47.4%増）、文書や電話、来署依頼による簡易な接触が59万2千件（同4.1%増）となり、合計63万8千件（同6.3%増）の調査等が行われました。

そのうち、実地調査で3万8千件、簡易な接触で30万件に申告漏れ等の非違があり、実地調査により把握された申告漏れ所得金額は5594億円（1件あたり1208万円）で追徴税額は1015億円（同219万円）、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3448億円（同58万円）で追徴税額は353億円（同6万円）となっています。

年末にふるさと納税をする場合は

例年、年末に駆け込みでふるさと納税を行う方が多くいますが、年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、支払い方法ごとの期限を確認しましょう。

また、確定申告をしない給与所得者等で、その年に寄附した自治体が5団体以内の場合は確定申告をしなくても控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用できますが、この特例を受ける方は寄附先の自治体へ申請書等を翌年1月10日までに提出する必要があります。